

令和3年 給与に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告の特徴

月例給は改定なし、特別給（ボーナス）は引下げ

- ・民間給与との較差△62円（△0.02%）が小さいことから、月例給の改定は行わない。
 - ・特別給（ボーナス）の年間の支給割合を0.15月分引下げ（年間4.45月→4.30月）
- ※ ボーナスの引下げ勧告は2年連続

1 公民比較

(1) 月例給

民間給与	職員給与	公民較差
384,950円	385,012円	△62円（△0.02%）

（令和3年4月分給与を比較）

※ 市内民間事業所の調査対象は、295事業所（市内1,400事業所から無作為抽出）

本市職員と民間の事務・技術関係の職務に従事する者について、給与を比較

[昨年の公民較差 △140円（△0.04%）]

(2) 特別給（ボーナス）

民間の年間支給割合 4.32月（本市現行：4.45月）

※ 昨年8月から本年7月までに支給された特別給で算出

[昨年の民間の年間支給割合 4.47月（本市：4.50月）]

2 給与報告・勧告の内容

(1) 特別給の改定内容

民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当を年間で0.15月引き下げ、4.30月*とすること。

※ 支給月数は0.05月単位としており、小数点以下第2位を二捨三入、七捨八入して算出

ア 一般の職員の支給割合（月数）

		6月期	12月期	合計
令和3年度	期末手当	1.30（支給済み）	1.15（現行1.30）	4.30 (現行4.45)
	勤勉手当	0.925（支給済み）	0.925	
令和4年度	期末手当	1.225	1.225	4.30
	勤勉手当	0.925	0.925	

イ 管理職員の支給割合（月数）

		6月期	12月期	合計
令和3年度	期末手当	1.10（支給済み）	0.95（現行1.10）	4.30 (現行4.45)
	勤勉手当	1.125（支給済み）	1.125	
令和4年度	期末手当	1.025	1.025	4.30
	勤勉手当	1.125	1.125	

(2) 実施時期

条例の公布の日

3 人事給与制度等に関する報告の内容

(1) 心身ともに健康で働きやすい職場づくり

ア 長時間労働の是正・過重労働の防止

組織のトップ層や職場の上司が適切にリーダーシップを發揮し、事前の準備や臨機応変な対応を行い、非常時には柔軟に協力し合うことのできる風土づくりに努めることが重要である。

イ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調者の発生予防・早期発見等に努めることが重要である。

ウ ハラスメントの防止

職員一人ひとりがハラスメントへの意識を高め、防止に努めるとともに、防止のための組織的な取組を継続して行わなければならない。

(2) 柔軟な働き方が可能な職場づくり

ア デジタル技術を活用した新しい働き方の推進

テレワーク等の利用拡大には、IT環境の整備にスピード感を持って取り組むとともに、職員間のコミュニケーションを充実させることが必要である。

イ 仕事と育児の両立支援

育児休業の取得促進のため、取得が見込まれる職員を早期に把握するための仕組等の整備が重要である。また、取得することのプラス面等をより積極的に情報発信することが求められる。

(3) 多様な職員が持てる力を伸ばし、発揮できる職場づくり

ア 「育てあう・学びあう職場づくり」の推進

職場におけるコミュニケーションの重要性を全職員が認識し、上司と部下の双方がしっかりと向き合うことが必要である。

イ 女性職員の活躍推進

様々な職務経験を積む機会を提供するとともに、昇任への意識醸成を図ることや、女性責任職の多様なロールモデルを増やしていくことが重要である。

ウ 障害のある職員の活躍推進

障害のある職員一人ひとりが、その障害特性に応じて、能力を発揮できる職場づくりを目指すことが必要である。

エ 定年の引上げ、高齢層職員の能力及び経験の活用

定年の引上げが円滑に行われるよう計画的に準備を行うことが重要である。

(4) 市民からの信頼確保

職員一人ひとりが、公務員による不祥事や不適切な事務処理等を「他人ごと」と思わず発生及び再発の防止に向けた不断の取組を行うことが求められる。

【参考1】勧告どおり改定が実施された場合の行政職員の平均年収額

現行	改定後	増減	平均年齢
624万9千円	619万3千円	△5万6千円	40.5歳

(令和3年4月から令和4年3月までの年収額)

<影響額>行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員 約△18億6千万円 [33,202人]

【参考2】最近の給与勧告の状況

	月例給 公民較差	特別給(ボーナス)		平均年間給与 増減額(行政職員)
		年間支給月数	対前年比増減	
平成23年	△3,033円 (△0.76%)	4.00月	—	△4万8千円
24年	△317円 (△0.08%)	4.00月	—	△4千円
25年	※ △95円 (△0.02%)	4.00月	—	—
26年	903円 (0.23%)	4.15月	0.15月	7万1千円
27年	1,072円 (0.27%)	4.25月	0.10月	5万5千円
28年	455円 (0.12%)	4.35月	0.10月	4万4千円
29年	※ 91円 (0.02%)	4.45月	0.10月	3万7千円
30年	634円 (0.16%)	4.50月	0.05月	2万9千円
令和元年	257円 (0.07%)	4.50月	—	4千円
2年	※ △140円 (△0.04%)	4.45月	△0.05月	△1万9千円
3年	※ △62円 (△0.02%)	4.30月	△0.15月	△5万6千円

※ 平成25年、平成29年、令和2年及び令和3年は月例給の改定なし

お問合せ先

人事委員会事務局調査課長 瓜本 英二 Tel 045-671-3343